

議案第 67 号

財産（土地）の処分について

次のとおり、財産を処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年条例第 56 号）第 3 条の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 20 日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

1 処分する財産（土地）の所在地、地目及び面積

(1) 財産の種類 土地

(2) 財産の所在地 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑110番2ほか7筆

(3) 地目 雑種地

(4) 処分面積 27,030㎡

2 処分金額 139,697,506円

3 処分の相手方

大阪府大阪市北区東天満2丁目9番4号

松井酒造合名会社

代表社員 松井 薫

4 処分の理由

令和4年6月に、湯梨浜町旧東郷中学校等の跡地利用にかかる民間提案事業を募集、令和4年11月に松井酒造合名会社を優先交渉権者として決定し、令和6年4月に事業計画に関する基本協定を締結した。

当該地において、食品、飲料、酒類製造に関わる業務及びウイスキー蒸留施設を活用した観光、宿泊事業並びにこれらに付帯する事業を開始するため、随意契約により、公有財産売買契約を締結するものである。



公有財産売買仮契約書

湯梨浜町（以下「甲」という。）と松井酒造合名会社（以下「乙」という。）とは、下記契約について、湯梨浜町財務規則（平成16年湯梨浜町規則第48号）及び別紙の契約約款に定める諸事項を遵守し公有財産の売買仮契約を締結する。

1. 物件及び売買価格

(1) 土地

| | 所在 | 地番 | 地目 | 地積 | 売買価格 |
|---|------------------|-------|-----|--------|-------------|
| 1 | 東伯郡湯梨浜町大字久見字向畑 | 110番2 | 雑種地 | 6,084㎡ | 25,625,808円 |
| 2 | 東伯郡湯梨浜町大字久見字井ノ尻 | 115番1 | 雑種地 | 932㎡ | 3,925,584円 |
| 3 | 東伯郡湯梨浜町大字久見字井ノ尻 | 117番1 | 雑種地 | 9,725㎡ | 52,087,100円 |
| 4 | 東伯郡湯梨浜町大字久見字京免 | 134番1 | 雑種地 | 3,307㎡ | 17,712,292円 |
| 5 | 東伯郡湯梨浜町大字久見字京免 | 135番1 | 雑種地 | 549㎡ | 2,940,444円 |
| 6 | 東伯郡湯梨浜町大字久見字清水冷り | 136番1 | 雑種地 | 5,019㎡ | 26,881,764円 |
| 7 | 東伯郡湯梨浜町大字久見字清水冷り | 137番1 | 雑種地 | 504㎡ | 2,699,424円 |
| 8 | 東伯郡湯梨浜町大字久見字京免 | 385番2 | 雑種地 | 910㎡ | 7,825,090円 |

2. 使用目的 食品、飲料、酒類製造に関わる業務及びウィスキー蒸留施設を活用した観光、宿泊事業並びにこれらに付帯する事業

3. その他

(1) この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第8号により議会の議決に付し、可決を得たときに何等手続きを要することなく本契約として効力を生じ、確定するものとする。

(2) 議会の可決が得られなかった場合は、仮契約の効力は消滅するものとし、甲はこの契約に係る一切の責任を負わないものとする。

(3) 乙は仮契約を締結することによって生じる権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供することができない。

(4) 次に掲げる場合には、甲はこの仮契約を解除できるものとする。

ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続が開始された場合、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされた場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされた場合に、乙の事業を行う能力等（事業計画、資金計画等を含む）を判断し、不適格とした場合。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年6月5日

甲 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
湯梨浜町
湯梨浜町長 宮脇 正道



乙 大阪府大阪市北区東天満2丁目9番4号
松井酒造合名会社
代表社員 松井 薫

